

第4章 健康ぎのわん21（第2次）

1. 施策の展開

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は健康の維持・増進のために欠くことのできない営みであり、また、多くの生活習慣病予防の観点から重要です。乳幼児期からの食生活を基礎とし、成人以降も継続していけるよう取り組みが必要です。

《今後の方向性》

1. 妊産婦、乳幼児及び学童期からの適切な食生活の推進
2. 食生活改善のための支援の充実
3. 高齢者への食の支援

《評価指標》

| 指標 | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 | |
|---|--------------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|---------------------|--------|
| 適正体重を維持している者の増加 肥満(BMI25以上)、 やせ(BMI18.5未満)の減少 | 40歳～60歳代 男性(肥満者) | 43.1% 【H24】 | 36% | 28% | 25.0% | 20歳～60歳代男性の 肥満者の割合28% | 特定健診 | |
| | 40歳～60歳代 女性(肥満者) | 30.1% 【H24】 | 25% | 19% | 25.0% | 40歳～60歳代女性の 肥満者の割合19% | 特定健診 | |
| | 20歳代女性 (やせ) | 15% 【H24】 | 減少 | 減少 | 減少 | 20% | 親子手帳交付時 間診票 | |
| 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の 割合の増加の抑制 | 65歳以上 | 7.5% 【H24】 | 減少 | 減少 | — | 22% | 特定健診 長寿健診 | |
| ★二次予防栄養改善教室の参加率 | はつらつ度子エッ クリスト該当者 (65歳以上) | 46.6% (14/30人) 【H24】 | 48% | 50% | — | — | 介護予防事業 (対象者把握事業) | |
| 適正 体重 の 子 ど も の 増 加 | 全出生数中の低出生体重児 の割合の減少 | 低出生体重児 | 9% (118人) 【H23】 | 7% | 5% | — | 減少傾向へ (平成26年度) | 出生届 |
| | 肥満傾向にある子どもの 割合の減少 | 小学5年生 ローレル指数 160以上 | 男児 7.1% 女児 3.5% 【H24】 | 減少 | 減少 | 減少 | 減少傾向へ | 学務課データ |

※市においては、国が示す20歳～30歳代男性肥満者を把握することが難しいため、特定健康診査受診者における40歳～60歳代男性の肥満者の割合を指標とする。

★市で独自に追加した評価指標

《関係各課の取り組み内容》

(栄養・食生活)

1. 妊産婦、乳幼児及び学童期からの適切な食生活の推進

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 両親学級(ここのとり倶楽部) | 妊娠中の食生活について、栄養士の講話を受けることができます。 | 健康増進課 |
| 離乳食教室(マンマン教室) | 離乳食について(食材の選び方、調理の仕方、進め方)を学びます。 | 健康増進課 |
| 母子健康相談(ふたば健康相談) | 妊娠期から乳幼児期のさまざまな栄養相談に対して、栄養士が個別に対応します。 | 健康増進課 |
| 食生活改善推進員活動 | 食生活改善推進員による幼児期の食に関する学習機会の提供(畑を活用した食育、おやこの食育教室等)を行います。 | 健康増進課 |
| 幼稚園、小・中学校における食の周知 | 保護者へ食に関する意識向上に向けた取り組み(学校便り、給食便り、園便り、講演会等)を行います。 | 指導課 |
| 保育所における食の周知 | 保護者へ給食献立表等を配布し食に関する情報の提供を行います。また保育所内で栽培した野菜などを調理し、食すことを通して在園児に食育を行い、その活動内容について各保育所の掲示板に掲示します。 | 保育課 |

2. 食生活改善のための支援の充実

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 男性料理教室 自治会での料理教室 | 適切な量と質の食事を取ることへの関心を高め、よりよい食習慣を身につけることを目的に、講話・実習・試食を行います。 | 健康増進課 |
| 健康相談 | 健康診査で、異常があった方または結果が気になる方には栄養相談を実施します。 | 健康支援課 |

3. 高齢者への食の支援

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|-------|
| かんたん！まーさん料理教室 はつらつシルバー料理教室 | 65歳以上の高齢者を対象に、料理教室を開催します。 | 介護長寿課 |
| 食の自立支援事業 | 調理が困難なおおむね65歳以上の独居または高齢者世帯に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のとれた食事を提供します。 | 介護長寿課 |

(2) 身体活動・運動

運動や身体活動効果についての知識を普及啓発し、適切な運動の実践を支援する必要があります。また多くの人が無理なく日常生活の中で運動が実施できる方法・場の提供やサポート体制の強化を図ることも大切です。

《今後の方向性》

1. 健康に関する情報発信及び機会の提供
2. 身体活動に取り組みやすい環境整備
3. 高齢者の健康づくり支援

《評価指標》

| 指標 | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 |
|---|-------------------------|-------------------------------|---|------------------|--|--|---------------------|
| 日常生活における歩数の増加 ※日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している者の割合 | 40～74歳 | 男性:40.1% 女性:39.7% 【H24】 | 増加 | 増加 | 20歳～64歳 男性:9,000歩 女性:8,000歩 65歳以上 男性:7,000歩 女性:6,000歩 | 20歳～64歳 男性:9,000歩 女性:8,500歩 65歳以上 男性:7,000歩 女性:6,000歩 | 市特定健診 問診票 |
| 運動習慣者の割合の増加(1回30分以上軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施) | 40～74歳 | 男性:36.1% 女性:30.8% 【H24】 | 男性:40% 女性:35% | 男性:45% 女性:40% | 20歳～64歳 男性36.7% 女性27% 65歳以上 男性55.6% 女性47% | 20歳～64歳 男性 36% 女性 33% 65歳以上 男性58% 女性48% | 市特定健診 問診票 |
| ★二次予防運動器機能向上教室の参加率 | はつらつ度 チェックリスト 該当者 | 13.3% (105/791) 【H24】 | 15% | 18% | — | — | 介護予防事業 (対象者把握事業) |
| 介護保険サービス利用者の増加抑制 | 65歳以上 | 介護保険 認定者:2467人 【H24】 | 第5期宜野湾市高齢者 保健福祉計画・介護保 険事業計画の見直し (H26年)の状況を踏 まえて設定 | 増加率の 鈍化 | — | 657万人 | 介護長寿課データ |

※市においては、国が定めている「日常生活における歩数の増加」のデータがとれないため、「日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している者の割合」を指標とする。

★市で独自に追加した評価指標

《関係各課の取り組み内容》

身体活動・運動

1. 健康に関する情報発信及び機会の提供

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| ウォーキングマップの作成・配布 | 幅広い年齢層が気軽に取り組めるウォーキングを推進し、運動習慣の定着を図るために市内のウォーキングマップを作成し、ウォーキングを普及することによって、歩行の習慣を身につけ生活習慣病の予防を図ります。 | 健康増進課 |
| 美らがんじゅう体操DVD・CD配布 | 宜野湾市オリジナル健康体操「美らがんじゅう体操～ちよっと待って！メタボリック！気をつけ隊～」を地域や様々なイベント、健康教育事業等で健康増進課の職員や運動指導士が体操を指導し、その他普及PR用のDVD・CDを作成・配布するなどの普及活動を展開します。 | 健康増進課 |
| 美らがんじゅう体操活動普及 | 地域や様々なイベントで宜野湾市オリジナル健康体操を実施することを通して、自発的に楽しみながら運動を行える雰囲気を作り、運動習慣の普及定着を図ります。 | 健康増進課 |
| はごろもウォーキング大会 | “全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市”をめざして、運動習慣の定着を図るためウォーキング大会を行います。身体を動かすことそのものを楽しみながら喜びを感じることが出来る「美らがんじゅう体操」の普及とウォーキング大会をタイアップした「はごろもウォーキング大会」に多くの市民が参加することで、健康への認識を高め、運動を行う機会の充実を図ります。 | 健康増進課 |
| 水中運動教室 | 膝や腰への負担が少なく、リラクゼーション効果も図れる水中での運動を展開することにより、健康の維持増進、肥満解消、腰痛、膝関節症の予防と緩和を目的とし水中運動教室を実施します。 | 健康増進課 |
| スポーツ・レクリエーション等体験教室 | フィットネス教室、リンパマッサージ・キネシオテーピング教室等を開催します。 | 生涯学習課 |
| 特定健診後の運動指導 | 特定健診を受診した方のうち、運動に関心のある人を対象に、運動実技指導を行い、継続性のある主体的な健康づくりの実践を支援します。 | 健康増進課 |
| ニュースポーツ普及事業 | 学校、自治会等において、年代を問わず実施できるニュースポーツの普及啓発を実施しています。また、レク用品貸出しを行います。 | 生涯学習課 |
| 児童センター | 児童に健全な遊び場を提供し、健康および体力の増進をはかり、情操を豊かにすることを目的とし、専任の児童厚生員が文化的、体育的指導を行います。 | 保育課 |
| 生涯スポーツフェスティバル | 宜野湾市海浜公園内施設において、体育協会・スポーツ少年団・社会福祉協議会と連携し、スポーツフェスティバルを開催します。 | 生涯学習課 |

2. 身体活動に取り組みやすい環境整備

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 健康機器の整備 | 自治会事務所に子供から高齢者まで、市民の健康保持・増進、介護予防、健康意識の向上を図るため健康機器を整備し、地域住民の健康づくりの支援を行います。 | 健康増進課 |
| 学校体育施設開放事業 | 市内体育施設(小中学校運動場・体育館・プール)等の開放事業を実施します。 | 生涯学習課 |

3. 高齢者の健康づくり支援

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 運動器機能向上事業 | 要支援、要介護状態となるおそれの高い高齢者(二次予防事業の対象者)に対して、筋力の向上や転倒予防を目的としたトレーニングを行います。 | 介護長寿課 |
| シルバーパスポート事業 | 健康づくりやスポーツ、趣味及び文化活動等で高齢者が外出する機会を増やし、生きがいづくりを応援します。 | 介護長寿課 |

(3) 健康診査・生活習慣病

生活習慣病の対策として、糖尿病、脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器疾患、及びがん対策が極めて重要です。各種健康診査や、がん検診の受診勧奨等を行い、生活習慣病の発症予防や、重症化予防に関して積極的に取り組む必要があります。

《今後の方向性》

1. 健康診査・がん検診の受診勧奨
2. 生活習慣病予防等に向けた支援体制の充実
3. 生活習慣病重症化予防対策の推進

《評価指標》

| 指標 | | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 | |
|--------|--|--|--|-----------------------------|---|--------------------------|---|--------------------------|--------------------------|
| がん | がん検診の受診率 向上 | 胃がん | 40歳～69歳 男女 | 7.2%【H24】 | 20% | 40% | 40% | 当面40%(H28年度) | がん検診 |
| | | 肺がん | 40歳～69歳 男女 | 15.5%【H24】 | 20% | 40% | 40% | 当面40%(H28年度) | がん検診 |
| | | 大腸がん | 40歳～69歳 男女 | 14%【H24】 | 20% | 40% | 40% | 当面40%(H28年度) | がん検診 |
| | | 子宮がん | 20歳～69歳 の女性 | 24.8%【H24】 | 35% | 50% | 50% | 50%(H28年度) | がん検診 |
| | | 乳がん | 40歳～69歳 男女 | 25.6%【H24】 | 35% | 50% | 50% | 50%(H28年度) | がん検診 |
| | 75歳未満のがんの 年齢調整死亡率の減少 | | 75歳未満 | 男性:77.4 女性:79.6 【H23】 | 73.9 (平成27年) | 減少 | 20%減 | 73.9 (平成27年) | 中部福祉保健 所データを用 いて算出 |
| 循環器疾患 | 特定健康診査・特定保健指導の 受診率向上 | 40～74歳 | 受診率:34.2% 【H24】 保健指導実施率: 45.6% 【H24】 | 受診率:60% 保健指導率: 60% | 維持 | 受診率:60% 保健指導率: 60% | 平成25年度から開始す る第2期医療費適正化 計画に合わせて設定 | 特定健診 | |
| | メタボリック・シンドロームの該当者 及び予備群の減少 | 40～74歳 | 該当者:18.9% 【H24】 予備群:15.1% 【H24】 | 該当者:16% 予備群:13.2% | 該当者:14.1% 予備群:11.3% | 25%減少 | 平成20年度と比べて 25%減少 ※H20年度は1400万人 (H27年度) | 特定健診 | |
| | 高血圧の改善 (140/90mmHg以上の者の割合) | 40～74歳 | 21.9% 【H24】 | 19.2% | 16.4% | 25%減少 | 男性:134mmHg 女性:129mmHg | 特定健診 | |
| | 脂質異常症の減少 (LDL160以上の者の割合) | 40～74歳 | 男性:10.2% 女性:14.6% 【H24】 | 男性:8.9% 女性:12.8% | 男性:7.6% 女性:10.9% | 25%減少 | 総コレステロール240mg /dl以上の者の割合14% LDLコレステロール 160mg/dl以上の割合 7.7% | 特定健診 | |
| | 脳血管疾患・虚血性心疾患の 年齢調整死亡率の減少 | 全年齢 | 脳血管疾患 男性:55.9女性:24.9 虚血性心疾患 男性:77.3女性:33.2 【H23】 | 減少 | 脳血管疾患 男性:41.6 女性:24.7 虚血性心疾患 男性:31.8 女性:13.7 | 25%減少 | 脳血管疾患 男性:41.6 女性:24.7 虚血性心疾患 男性:31.8 女性:13.7 | 中部福祉保健 所データを用 いて算出 | |
| ★75歳未満 | | 脳血管疾患 男性:36.9女性:7 虚血性心疾患 男性:52.3女性:7.9 【H23】 | 減少 | 減少 | — | — | | | |
| 糖尿病 | 合併症(糖尿病腎症による年間新 規透析導入患者数)の減少 | 全年齢 | 8人【H23】 | 減少 | 減少 | 減少 | 15,000人 | 障がい福祉課 データ | |
| | 治療継続者の割合増加 (HbA1cがJDS値6.1%以上) | 40～74歳 | 72.7%【H24】 | 74% | 75% | — | 75% | 特定健診 | |
| | 血糖コントロール指標におけるコントロール 不良者の割合の減少(HbA1cがJDS 値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の 割合の減少) | 40～74歳 | 1.6%【H24】 | 1.30% | 1.0% | — | 1.0% | 特定健診 | |
| | 糖尿病有病者(HbA1cがJDS値6.1% 以上)の増加の抑制 | 40～74歳 | 8%【H24】 | 7% | 6% | 25%減少 | 1000万人 | 特定健診 | |

★市で独自に追加した評価指標

《関係各課の取り組み内容》

(健康診査・生活習慣病)

1. 健康診査・検診の受診勧奨

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|-------|
| 特定健康診査・特定保健指導 | 40歳～74歳までの国民健康保険加入者全員を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を行います。 | 健康支援課 |
| がん検診(胃、子宮頸部、乳房、肺、大腸)の受診勧奨 | がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診推進事業を行います。 | 健康支援課 |
| 健康診査事業 | 生活習慣病の予防および介護を要する状態などの予防の一環として健診を実施し、健康についての認識と自覚を図ることを目的として実施します。 | 健康支援課 |
| 骨粗鬆症検診 | 対象者は、40～70歳までの5歳節目年齢の女性に限定し、寝たきりや骨折の原因となる骨粗鬆症を予防することを目的として、早期に骨量減少者を発見するために実施します。 | 健康支援課 |
| 肝炎ウイルス検診 | 対象者は、満40歳以上の市民で過去に当該検査を受けたことがない者とし、肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じ医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施します。 | 健康支援課 |

2. 生活習慣病予防等に向けた支援体制の充実

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|--------|--|-------|
| 健康教育 | 市民の健康保持・増進に資することを目的に、生活習慣病の予防や健康づくりに関する事項について、正しい知識の普及・啓発を図ります。 | 健康増進課 |
| 健康相談事業 | 市民の心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行うため、総合健康相談は、40～64歳の方を対象とし、一般健康相談は、40歳未満と65歳以上の方を対象に実施します。 | 健康支援課 |

3. 生活習慣病重症化予防対策の推進

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 特定健康診査 二次健診 | 糖尿病予備群の早期発見、生活改善につなげる保健指導の資料とするため、糖負荷試験、頸動脈超音波検査、微量アルブミン尿検査等を実施します。 | 健康支援課 |
| 特定保健指導(訪問・面接) | 特定健診受診者のうち、動機づけ支援・積極的支援の対象者(40～74歳)に対し、特定保健指導を行います。 | 健康支援課 |

(4) 妊娠・子育て

宜野湾市では、安心して妊娠・出産・育児が出来るよう母子保健法に基づき、思春期対策から母子の健康増進まで、全ての親子がいきいきと安心して暮らせるよう事業を展開していきます。

《今後の方向性》

1. 思春期より性や妊娠に関する正しい知識の普及
2. 安心して妊娠、出産ができるための支援の充実
3. 安心して子育てができるための支援の充実

《評価指標》

| 指標 | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 |
|---|---------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|----------------|
| 全出生数中の低出生体重児の割合の減少【再掲】 | 低出生体重児 | 9% (118人) 【H23】 | 7% | 5% | — | 減少傾向へ (平成26年度) | 人口動態統計 |
| 20代女性のやせの者の割合の減少 (BMI18.5未満/妊娠届出時のやせの者の割合)【再掲】 | 20代女性 (やせ) | 15% 【H24】 | 減少 | 減少 | 減少 | 20% | 親子手帳交付時 問診票 |
| ★若年妊婦の割合の減少 (19歳以下) | 19歳以下 | 3.1% (41人) 【H24】 | 2.5% | 2% | — | — | 親子手帳交付時 問診票 |
| ★子育て支援サービスを知っている人の増加 | 乳児 | 90.9%【H24】 | 維持又は増加 | 維持又は増加 | — | — | 乳幼児健康診査 報告書 |
| | 1歳半 | 94.9%【H24】 | 維持又は増加 | 維持又は増加 | — | | |
| | 3歳児 | 92.8%【H24】 | 維持又は増加 | 維持又は増加 | — | | |
| ★子育てに不安がある人の減少 (時々ある含む) | 乳児 | 43.6%【H24】 | 維持又は減少 | 維持又は減少 | — | — | 乳幼児健康診査 報告書 |
| | 1歳半 | 41.7%【H24】 | 維持又は減少 | 維持又は減少 | — | | |
| | 3歳児 | 43.4%【H24】 | 維持又は減少 | 維持又は減少 | — | | |
| ★子育てがづらい人の減少 (楽しいけどづらいも含む) | 乳児 | 3%【H24】 | 維持又は減少 | 維持又は減少 | — | — | 乳幼児健康診査 報告書 |
| | 1歳半 | 3%【H24】 | 維持又は減少 | 維持又は減少 | — | | |
| | 3歳児 | 4.6%【H24】 | 維持又は減少 | 維持又は減少 | — | | |

★市で独自に追加した評価指標

《関係各課の取り組み内容》

(妊娠・子育て)

1. 思春期より性や妊娠に関する正しい知識の普及

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 思春期における保健福祉体験事業(抱っこ体験) | 助産師による思春期における心身の変化などの性に関する事前講話と、赤ちゃんについて考え、触れ合う体験学習を行います。 | 健康増進課 |

2. 安心して妊娠、出産ができるための支援の充実

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------|
| 親子健康手帳の交付の面接・相談 | 妊娠の届出後、保健師より親子健康手帳の利用について説明を行います。ハイリスク妊婦及び気になるケースに関しては、地区担当保健師による面接と交付を行います。 | 健康増進課 |
| 妊婦健康診査及び検査 | 親子健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票(別冊)が配布され、妊娠期間に14回、医療機関や助産院等で、公費による健康診査が受けられます。 | 健康増進課 |
| 母子栄養強化事業 | 援助を必要とする妊産婦及び乳児(生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯)に対してミルク支給を行ってまいります。 | 健康増進課 |
| 両親学級(ここのとり倶楽部) | 妊娠中の栄養や生活、お産のこと等具体的な講話や実技等を行います。 | 健康増進課 |
| 家庭訪問(妊産婦、新生児、未熟児、乳児、幼児) | 地区担当保健師による家庭訪問において、妊産婦及び乳幼児の健康管理と育児不安の解消に努めます。 | 健康増進課 |

3. 安心して子育てができるための支援の充実

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|---------|
| 未熟児養育医療の給付 | 2000g以下の赤ちゃん、または身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して指定医療機関における医療費を公費で負担します(所得に応じて自己負担あり) | 健康増進課 |
| 母子健康相談(ふたば健康相談) | 妊娠出産から子育て、思春期にいたるまでのさまざまな相談に保健師・助産師・栄養士が個別に対応し、育児不安の解消に努めます。 | 健康増進課 |
| 各種乳幼児健康診査 | 乳幼児の発育発達及び予防接種実施の確認と心身の異常を早期発見し、保健管理の向上を図ることを目的に実施します。 | 健康増進課 |
| こんにちは赤ちゃん事業 | 生後4ヶ月までの乳児とその親を対象に全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児環境や保護者の心身の状況の把握・助言を行い、適切なサービス提供に結び付け、育児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保をします。 | 健康増進課 |
| 育児学級(コアラ倶楽部) | 新米のお母さんの育児に関する情報交換を行い、日頃の疑問や気になる事をお母さん同士で話し合ったり、助産師によるおっぱいチェックなどを行います。 | 健康増進課 |
| 離乳食教室(マンマン教室) | 離乳食について(食材の選び方、調理の仕方、進め方)の学習と調理実習を行います。 | 健康増進課 |
| 健診事後教室(のびっこ親子教室) | 精神発達面でフォローが必要と思われる親に育児不安の解消が出来るよう支援します。 | 健康増進課 |
| ことば・発達相談 | 言葉の遅れや精神発達面などお子さんの発育発達について臨床心理士が相談を行います。 | 健康増進課 |
| 子どもの医療費助成事業 | こどもの医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的として、子どもの医療費助成制度を実施します。 | 児童家庭課 |
| 子育て支援センター | 乳幼児をお持ちのご家族(両親、祖父母)等が支え合い、楽しい子育てができる環境を目指し、情報の交換、育児相談などお子さんと遊ぶことが出来る場所です。 | 保育課 |
| 子育てサロン | 子育て中の親子が集う場として、月1回、自治会を開放し、地域のボランティアが中心となり、遊びの紹介や講座等を実施します。 | 社会福祉協議会 |
| ファミリーサポートセンター事業 | 少子・高齢化、核家族化が進むなか、働きながら育児を行うことが出来る雇用環境などを整備することが重要となっています。女性の社会参加を推進するとともに、子育てに不安や悩みをもつ保護者への支援を行います。 | 保育課 |
| ミニ児童館(じゃんけんぼん) | 児童厚生員を自治会、公民館に派遣し遊びの指導や支援を行います。また、地域のつながりを築きながら子供の居場所づくりを目的に実施しています。 | 保育課 |
| 家庭児童相談室 | 18歳未満のお子さんに関するさまざまな問題について、専門の相談員が相談に応じ、問題解決のお手伝いをします。 | 児童家庭課 |
| 育児支援家庭訪問事業 | 児童の養育に必要な支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、訪問による支援を実施することで、安心して育児が出来るよう支援します。 | 児童家庭課 |
| 予防接種案内及び保健指導 | 定期及び任意の予防接種を行うことで疾病の発生及び蔓延を予防します。 | 健康増進課 |

(5) こころの健康・休養

健康にいきいきと暮らしていくためには、心の健康を保つことが重要です。働く世代を中心に、一人一人に合ったこころのケアや、相談支援などの情報提供を図り、市民のこころの健康づくりを支援していく必要があります。

《今後の方向性》

1. こころの健康に関する情報提供の充実
2. こころの健康を保つための支援体制の充実

《評価指標》

| 指標 | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 |
|-------------------------|---------|---------------------------------|-----------------|------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少 | 40歳～74歳 | 十分とれていない者の割合 :48.8% 【H24】 | 30% | 15% | 16% | 15% | 市特定健診 問診票 |
| 自殺者数の減少 (人口10万人あたり) | 全市民 | 33.5 【H23】 | 減少 | H23から 20%以上減少 | 20%以上減少 (H28年までに) | 20%以上減少 (H28年までに) | 内閣府 自殺統計 |

《関係各課の取り組み内容》

1. こころの健康に関する情報提供の充実

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 市民に対しメンタルヘルスの講演会を実施 | 自分自身や周囲の方たちのこころのサインの気づきや、対処方法について知識を得ることで、こころの健康づくりや自殺予防への意識を高めることができるよう、こころの健康づくりに関する講演会を開催します。 | 健康増進課 |

2. こころの健康を保つための支援体制の充実

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----------------|
| ゲートキーパー養成・育成事業 | 市民が地域の中で相談しやすい環境づくりとして、人材育成のための講座を行い、自殺予防につなげます。 | 障がい福祉課 |
| スクールカウンセリング事業 | 学校(小・中学校)における、いじめ・不登校等の早期発見・早期対応ができるよう、スクールカウンセラーを配置します。 | 指導課 |
| 心の健康相談 | こころの健康及び精神疾患等に関する相談(電話、来所、家庭訪問)を行います。 | 健康増進課 障がい福祉課 |
| 家庭訪問 | こころの健康及び精神疾患等に関する家庭訪問を行います。 | 障がい福祉課 |

(6) 飲酒

多量飲酒は、心身の健康だけでなく、生活の質の低下にもつながります。若い世代からの正しい知識の普及と、健康的な生活習慣の確立を支援していく必要があります。

《今後の方向性》

1. 飲酒に対する正しい知識と節度ある適度な飲酒の普及啓発
2. 未成年者の飲酒防止
3. 妊産婦への飲酒のリスクに関する教育・啓発

《評価指標》

| 指標 | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 |
|---|---------|--|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)の割合の減少 | 40歳～74歳 | 男性40g (2合以上):16% 女性20g (1合以上):7.9% 【H24】 | 男性:15% 女性:7% | 男性:13% 女性:6% | 男性5.7% 女性0.4% | 男性13% 女性6.4% | 市特定健診 問診票 |
| 妊娠中の飲酒をなくす | 妊婦 | 15人(1.4%) 【H24】 | 0% | 0% | 0% | 0% | 親子手帳交付時 問診票より |
| 未成年の飲酒をなくす | 小学生 | 0% 【H24】 | 0% | 0% | 0% | 0% | 指導課データ |
| | 中学生 | 0.13% 【H24】 | 0% | 0% | 0% | 0% | |

《関係各課の取り組み内容》

(飲酒)

1. 飲酒に対する正しい知識と節度ある適度な飲酒の普及啓発

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 飲酒に関する情報提供 | アルコールに対する正しい知識と節度ある適度な飲酒の普及のため、ホームページ、広報誌の掲載や、小読本等を活用した情報提供を行います。 | 健康増進課 |

2. 未成年者の飲酒防止

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|--------|------------------------------------|-----|
| 飲酒防止教育 | 小中学校にて、集会や保健体育の授業などで、飲酒防止教育を実施します。 | 指導課 |

3 妊産婦への飲酒のリスクに関する教育・啓発

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-------|
| 親子健康手帳交付時 面接及び相談・指導 | 手帳発行時、飲酒ありの妊婦に対し、胎児への影響を説明し相談・指導を行います。 | 健康増進課 |
| 両親学級での酒害教育 | 両親学級で、妊娠中の飲酒が及ぼす胎児への影響についての講話を行います。 | 健康増進課 |

(7) 喫煙

喫煙が体に及ぼす影響についての知識の普及、受動喫煙防止対策と喫煙者への啓発等を通じて、禁煙対策をすすめる、本人の健康被害をなくすとともに、周囲の人々への影響もなくすることが重要です。

《今後の方向性》

1. 未成年者及び妊産婦の喫煙防止対策の推進
2. 喫煙、受動喫煙による健康被害の周知と禁煙への支援

《評価指標》

| 指標 | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 |
|-------------|--------|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 妊娠中の喫煙をなくす | 妊婦 | 5%【H24】 | 2.5% | 0% | 0% | 0% | 乳幼児健康 診査報告書 |
| 成人の喫煙率の減少 | 40～74歳 | 男性:21.4% 女性:7.2% 【H24】 | 男性:20% 女性:6% | 男性:減少 女性:5% | 男性20% 女性5% | 12% | 市特定健診 問診票 |
| 未成年者の喫煙をなくす | 小学生 | 0%【H24】 | 0% | 0% | 0% | 0% | 指導課データ |
| | 中学生 | 0.92% 【H24】 | 0% | 0% | 0% | 0% | |

《関係各課の取り組み内容》

(喫煙)

1. 未成年者及び妊産婦の喫煙防止対策の推進

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----------------|
| 親子健康手帳発行時 面接及び相談 | 親子健康手帳交付時に資料提供と喫煙者に対し、個別相談と健康教育を行います。 | 健康増進課 |
| 両親学級での教育 | 助産師の講話や映像教材を用い、タバコの害に関する指導・教育を行います。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健診 | 乳幼児健診の間診票の確認の際、喫煙者に対し、喫煙や副流煙の害についての情報提供や禁煙の勧めを行います。 | 健康増進課 |
| ふたば健康相談 | 禁煙を希望する子育て中の保護者に対し、タバコに関する情報提供や指導・助言及び禁煙相談や禁煙外来の紹介を行います。 | 健康増進課 |
| 喫煙防止教育 | タバコの害について学級指導や養護教諭による喫煙防止教育を行います。 | 指導課 |
| 特定保健指導 | 特定健診後の保健指導時に禁煙外来の紹介を行います。 | 健康支援課 |
| 訪問指導 | 訪問指導時に、妊産婦や乳幼児の保護者を対象にタバコに関する情報提供や特定健診後の訪問時での禁煙指導等を行います。 | 健康増進課 健康支援課 |
| 未成年喫煙者への巡回指導 | 夜間街頭指導時に未成年の喫煙者には、タバコの害や影響等の指導を行います。 | 青少年 サポートセンター |
| タバコの販売規制 | 青少年健全育成協議会の事業「環境浄化活動」で、コンビニやスーパーでの販売規制の指導・チラシ等で市民の周知を図ります。 | 青少年 サポートセンター |

2. 喫煙・受動喫煙による健康被害の周知と禁煙への支援

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|--------|---|---------------------|
| 受動喫煙防止 | 市内公共施設の施設内、敷地内禁煙施設の周知と拡充を図ります。 | 健康増進課 総務課 人事課 |
| 禁煙週間 | 5月31日の世界禁煙デーに合わせて、禁煙週間を設け、タバコの害に関するポスター展示や禁煙方法等のパネル展示、チラシの配布等を行い、喫煙者の減少に努めます。 | 健康増進課 |

(8) 歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも影響を与えます。生涯にわたって歯・口腔の健康を保つことが大切であり、一人ひとりが歯・口腔の健康づくりに取り組んでいく必要があります。

《今後の方向性》

1. 乳幼児期からのう蝕予防
2. 歯周病予防の支援・啓発
3. 高齢者の口腔機能の維持・促進

《評価指標》

| 指標 | 対象 | 市の現状 | 中間評価 (H30年度) | 最終評価 (H35年度) | 県の目標 (H29年度) | 国の目標 (H34年度) | 把握方法 |
|-----------------------|-------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 乳幼児・学齢期の う蝕のない者の増加 | 3歳児 | 69.6%【H24】 | 75% | 80%以上 | 75% | 80%以上 | 乳幼児健診 報告書 |
| | ※児童 (小学生) | 57%【H24】 | 62% | 67% | — | — | 学務課データ |
| | ※生徒 (中学生) | 64%【H24】 | 69% | 74% | — | — | |
| ★二次予防口腔機能向上教室の 参加率 | はつらつ度 チェックリスト 該当者 | 3.6%(23/640人) 【H24】 | 4% | 5% | — | — | 対象者把握事業、 介護予防事業 |

※市においては、国が定めている「12歳児の1人平均う蝕の減少」を指標としてデータが取れないため、「児童・生徒のう蝕のない者の増加」を評価指標とする。

★市で独自に追加した評価指標

《関係各課の取り組み内容》

(歯・口腔の健康)

1. 乳幼児期からのう蝕予防

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|-------|
| 歯科検診 (1歳半健診、2歳児歯科検診、 3歳児健診) | う蝕の初発する時期に、歯磨きの仕方・おやつ・飲み物の与え方・フッ素塗布等、子どものう蝕予防、衛生指導を行います。 | 健康増進課 |

2. 歯周病予防の支援・啓発

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-------|
| 歯と口の健康週間 | 歯と口の健康週間に合わせ、歯周病予防に関するパネル及びポスターの掲示を行います。 | 健康増進課 |
| | 幼稚園・小学校で歯磨き指導強化を推進、及び歯科衛生士による染め出し、歯磨き指導などの歯科保健指導の推進をします。 | 学務課 |
| 歯磨き指導 (小学校・中学校) | 小・中学校児童・生徒の給食後の歯磨きタイムを推進します。 | 学務課 |
| う蝕予防 (保育所) | 保育所での食後のうがいを推進します。 | 保育課 |

3. 高齢者の口腔機能の維持・促進

| 事業 | 内容 | 担当課 |
|--|--|-------|
| 歯科保健教育 | あしび村やデイサービス、自治会単位の老人クラブにて歯科保健教育を実施します。 | 介護長寿課 |
| 歯科相談 | 老人福祉センターで月2回歯科衛生士による歯科相談を実施します。 | 介護長寿課 |
| 口腔改善普及教室 口腔機能向上プログラム(二次 予防事業・訪問介護予防事業) | 介護予防教室において高齢者の歯・口腔ケアの支援をすすめていきます。 | 介護長寿課 |

2. 健康ぎのわん21（第2次）の推進体制

健康ぎのわん21（第2次）のめざす姿である「全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市」^{まち}の実現に向け、計画の推進体制の整備と定期的な点検・評価による進行管理を行います。

（1）市民への情報発信による普及啓発（担当課：健康増進課、健康支援課、国民健康保険課、保育課、障がい福祉課、生涯学習課、介護長寿課、商工農水課、指導課、児童家庭課）

市民一人ひとりが健康についての関心を高め、主体的に実践できるよう、健康ぎのわん21（第2次）の目的や内容を多様な媒体の活用により周知を図ります。

また、健康づくりに関する情報提供の発信を行います。

（2）庁内の推進体制の強化（担当課：健康増進課、健康支援課、国民健康保険課、保育課、障がい福祉課、生涯学習課、介護長寿課、商工農水課、指導課、児童家庭課）

健康づくりに関わる関係各課と、健康ぎのわん21（第2次）に関する情報共有や定期的な計画の点検と評価を行うための体制づくり及び推進体制を強化します。

また、健康づくりに関する事業や課題を関係各課と共有し、お互いに連絡、調整を図りながら、効果的なサービス提供を行います。

（3）市民リーダーの育成と地区組織との連携強化（担当課：健康増進課、社会福祉協議会、市民生活課、生涯学習課）

地域の目線に立ち、地域に根差したきめ細かい活動ができる市民リーダー（健康づくり推進員、食生活改善推進員、スポーツ推進員等）の育成・支援を強化することで、市民への健康づくりの情報発信や活用しやすいサービスの提供などが可能となります。

また、地域の様々な地区組織（自治会、民生委員・児童委員、PTA 連合会、青年連合会等）との交流を図り、連携体制を強化することにより効果的なサービスの提供を図ります。

（4）計画の進行管理（担当課：健康増進課）

計画の効果的な推進のためには、定期的な計画の進行管理が必要となります。庁内関係各課で構成された庁内組織においては、各事業の取り組み状況や評価指標の数値が確認できる点検シートを用いて進捗管理を行います。さらに、点検シートを活用して、庁外組織である「宜野湾市健康づくり推進協議会」にて、各課それぞれの取り組みや評価等に関する意見を聞きながら、より効果的な計画として反映させ、事業を推進していきます。

ただし、社会情勢の変化や施策の評価等によって計画内容に見直しが必要になった場合には、適宜見直しを行います。